日光川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 昭和52年9月1日に施行された「日光川水系排水対策調整連絡会議要綱」の 趣旨に基づき、二級河川日光川流域において、流域の排水のために設置された排水機の 排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤 などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回 避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、実施す るものである。

(用語の定義)

- 第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。
 - 一 河川管理者 二級河川日光川(以下「日光川」という。)の河川管理者をいう。
 - 二 戸田川管理者 二級河川戸田川の河川管理者をいう。
 - 三 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機(日光川の河口に設置した排水機及び一級河川木曽川等他流域に排水する排水機を除く。)並びに河川管理者以外の者が管理する内水排水機とを含む。
 - 四 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
 - 五 河川の整備水準 河川から越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させ る河川の疎通能力をいう。
 - 六 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域 に流出して浸水することをいう。
 - 七 排水調整対象流域 基準地点又は副基準地点(以下「基準地点等」という。)の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
 - 八 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点等に 対応して分割した流域をいう。
 - 九 関係機関 別途定める「日光川流域排水対策調整連絡会議要綱」において掲げる行 政機関等をいう。
 - 十 基準地点 日光川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
 - 十一 副基準地点 日光川の支川における排水調整を判断するために設定する河川水 位を観測する水位観測所をいう。
 - 十二 準備水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
 - 十三 停止水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行 う水位をいう。
 - 十四 排水再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下

回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠等)

- 第三条 排水調整は、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。)第 一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者又は戸田川管理者(以下「河川管理者等」という。) においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて措置又は通知を実施する。
- 2 河川からの越水及び破堤が生じた場合は河川管理者が排水調整を発令する。また、準 用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて発令する。 (対象流域)
- 第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川日光川水系の全流域とする。 (単位流域と対象排水機)
- 第五条 単位流域は以下の三区域とし、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。
 - 一 日光川下流域 西尾張中央道 (新日光川橋) より下流の日光川が排水を担う流域
 - 二 日光川上流域 西尾張中央道 (新日光川橋) より上流の日光川が排水を担う流域
 - 三 戸田川流域 戸田川排水機場より上流の戸田川が排水を担う流域
- 2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、前項に定める流域内の二級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置をとるものとする。なお、各単位流域の対象排水機は別表第二のとおりとする。

(基準地点等と排水調整対象流域)

- 第六条 排水調整の基準となる基準地点等は、別表第三の水位観測所とする。
- 2 各基準地点等に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。 (排水調整の事前通知等)
- 第七条 基準地点等の水位が別表第五に示す準備水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、関係機関のうち通知を受けた第五条第1項各号に定める単位流域内の該当市町村(以下「単位流域内の該当市町村」という。)は同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者(以下「排水機の管理者」という。)に伝達するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

- 第八条 基準地点等の水位が別表第五に示す停止水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者に伝達するものとする。
- 2 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位以下の場合であっても、別図に示す日光 川の地点において河川からの越水又は破堤が発生したときは、河川管理者は関係機関 へ排水機を停止すべき旨を発令するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての 該当市町村は、排水機の管理者に排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除等の通知及び発令)

- 第九条 前条第一項の排水調整を実施したときに、基準地点等の水位が別表第五に示す排水再開水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へその旨を通知するものと し、単位流域内の該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。
- 2 第七条に定める準備水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水 位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は排水機の管理者に伝達するも のとする。
- 3 前条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機を運転しても破堤箇所等からの浸水のおそれがなくなったときに、河川管理者から関係機関へその旨を通知するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の通知等の内容は、別表第六のとおりとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

- 第十一条 第七条から第九条までに定める通知又は発令を市町村から伝達された排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を当該市町村に速やかに報告する。
- 2 前項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、 当該市町村を管轄する河川管理者に速やかに報告するものとする。
- 3 戸田川流域については、第1項の報告を受けた戸田川管理者は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、河川管理者に速やかに報告するものとする。 (通知等の方法)
- 第十二条 第七条から第九条まで、及び第十一条に定める通知及び伝達等の方法は、別途設置する日光川流域排水対策調整連絡会議において定めるものとする。

(操作規則の制定)

- 第十三条 各排水機管理者は、排水調整の内容を明記した操作規則を制定し、二級河川及 び準用河川に存する排水機に係るものにあっては法第二十六条第一項の規定による許可を 受けるものとする。
- 2 前項に定める操作規則には、各排水機の排水地点の上下流において越水又は破堤の おそれがある場合の排水調整の実施についても明記するものとする。

(操作規則の位置付け)

第十四条 この要綱は、日光川流域の各河川に排水することを目的として設置される全 ての排水機について定められる操作規則において位置付けるものとする。ただし、既 設の排水機にあっては、操作規則が改定されるまでの間に行われる操作についてもこ の要綱の規定によるものとする。

(雑則)

- 第十五条 この要綱に定めるもののほか、排水調整に関し必要な事項は関係市町村の長 (名古屋市は副市長)及び県関係部局長で構成する日光川流域治水対策協議会におい て定めるものとする。
- 2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又は河川改修の進捗、気象状況及び排 水調整の実態等の変化により、この要綱を変更する必要が生じた場合には、日光川流

域治水対策協議会に諮り、変更するものとする。

附則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

なお、昭和52年9月1日施行の日光川水系排水対策調整連絡会議要綱はこの要綱の施行の 日に廃止する。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

(別表第一:第五条第1項関係) 各単位流域の市町村

分割区域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
名古屋市	0		0
一宮市		0	
津島市		0	
稲沢市		0	
愛西市		0	
弥富市	0		
あま市	0	0	
大治町	0		
蟹江町	0	0	
飛島村	0		